令和4年3月

富士市農業委員会会議議事録

- 1.開催日時 令和4年3月10日(木) 午前 9時30分から 10時05分
- 2. 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室
- 3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邉 萬里 農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番 望月稔 小林 由朋 2番 町田 玉江 3番 荻田 丈仁 4番 時田 修治 5番 佐野 孝則 6番 笹古 時男 8番 新舟 進 10番 11番 長尾 忠 13番 佐藤 正職 藤田 博史 14番 鈴木 惠一 15番 安藤 公男 16番 18番 涌田 充尚 19番 伊藤 博

4. 欠席委員

9番 池野 保

5. 議事

- (1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
- (2)令和4年度富士市農作業臨時雇賃金標準額(案)及び農機具による受託作業標準額(案) について
- 6.農業委員会事務局職員

 事務局長
 勝又 猛

 統括主幹
 栗田 宗明

 主幹
 野村 昌寛

 主查
 武内 清高

 主查
 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め16番安藤 公男君、1番望月 稔君の両名を本日の会議の 議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議9号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第12号 農地法第5条第1項第7号の規定に係る買受適格証明についてまでの、計6件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局

(事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長

最初に、議案5ページの議第9号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。

島田地区6番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案5ページ島田地区6番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は、イオンタウン富士南ショッピングセンターの西にある蓮沼の信号機を南に500mほど進み、そこから西に200mほど行ったところにあります。譲渡人は相続により取得しましたが、伊豆市に居住しているため耕作管理ができないということで売却を希望しています。譲受人は、申請地の南側に農地を所有している方で、そこの利用状況を改善するため、申請地の購入を希望しています。現地を確認したところ、一部野菜を作っていましたが、草が出ないように管理している状態でした。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、下限面積要件を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第3号の規定により、隣接する農地の所有者が一体として利用するための権利取得であり、例外として認められるため、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

島田地区6番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 島田地区6番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に北部地区7番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案5ページ北部地区7番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は青葉台小学校から南東に200mほどのところにあります。申請地の東側は譲受人の管理する茶畑で、西側は譲渡人が宅地分譲を行っています。譲受人は宅地分譲のため申請地周辺を取得しましたが、隣接する譲受人の農地との境界の形が悪いことから地形をよくするための交換を希望し、譲受人もまっすぐにした方が耕作の効率が良くなることから応じるとのことです。譲受人は申請地に隣接する場所以外にも多くの農地を耕作しており、何ら問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

北部地区7番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区7番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長

次に、議案6ページの議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。

大淵地区9番、10番は関連がありますので、一括審議とします。事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案6ページ大淵地区9番10番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は新環境クリーンセンターから西に300mほどのところにあります。申請地の道路をはさんで反対側に譲受人の工場があります。現在、申請地に隣接する雑種地を譲受人が駐車場として使用していますが、そこに工場を新設する計画がされています。大渕地区9番は減少する駐車場の代わりとして貸借し、大渕地区10番は工場敷地となる分を購入するとのことです。現地を確認したところ、茶畑でしたが、生産効率はあまりいい場所ではないようですので、問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転 用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。 会長

大淵地区9番10番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区9番10番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長

次に、議案7ページの議第11号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。 事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案7ページ 朗読)

会長

事務局からの説明が終わりました。このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。

会長

次に議案8ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

はじめに議案8ページをご覧ください。

報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届出を行えば賃貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数2件。

次に議案10ページをご覧ください。

報第11号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。 件数2件。

次に議案12ページをご覧ください。

報第12号 農地法第5条第1項第7号の届出に係る買受適格証明についてですが、この証明は農地法第5条の適用を受ける競売に参加するためのものであります。これは、所在地が市街化区域ですので、事務局長により専決処理し、買受適格証明をすでに発行したことをご報告いたします。件数1件。

今月の報告案件については以上です。

会長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を 終わりとします。

続きまして議事(2)「令和4年度富士市農作業臨時雇賃金標準額案及び農機具による受託作業標準額案について」の審議をお願いします。事務局より説明願います。

事務局

お手元の「令和4年度富士市農作業臨時雇賃金標準額(案)」と書かれたA4両面刷りの資料をご覧ください。こちらは富士市のホームページに掲載する臨時雇の賃金標準額と農機具による受託作業標準額の案です。表面に富士市賃金実態調査やJA富士市の利用料などを基に計算した農作業臨時雇賃金標準額と農機具による受託作業標準額の案を記載してあり、裏面にJA富士市から提供していただいた参考となる金額を記載してあります。賃金標準額のうち軽作業については、静岡県の最低賃金が913円であること、他業種のほとんどのパートタイマー賃金が千円を超えていることを考慮して、1日8時間の労働で8千円としました。専門作業もそれにあわせて1万2千円としています。受託作業標準額については、水稲に関するものはJA富士市の利用料が昨年と比べて5%程度上がっているため、それを参考に500円から千円を増額しています。お茶に関するものは変更が無いとのことなので、昨年同様としています。委員の皆様の中で臨時雇用を行っている方がいらっしゃれば、参考にさせていただきたいと思いますので、ご意見をお願いいたします。

会長

事務局からの説明が終わりました。このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 原案にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、原案の通りと致します。

会長

以上で、議事(2)「令和4年度富士市農作業臨時雇賃金標準額案及び農機具による受託作業標準額案について」の審議を終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和4年3月10日

 農業委員会会長

 同委員

 同委員